

試しに計算してみると(200m²以下の住宅用地の場合)

土地Aと土地Bは、平成18年度の価格は同じ1,200万円(本来の課税標準額①は価格に1/6を掛けた200万円)とします。

前年度(平成17年度)の課税標準額が異なっていると、それぞれの土地の平成18年度の固定資産税額は次のように求められます。(税率は1.4%です。)

土地 A

・前年度(17年度)の課税標準額 180万円

17年度の課税標準額を、本来の課税標準額①(200万円)と比較します。

$$180\text{万円} / 200\text{万円} = \underline{90\%}$$

の割合が80%以上100%未満となるので、18年度の課税標準額は、17年度と同額になります。

180万円

18年度の固定資産税額

$$180\text{万円} \times 1.4\% = \underline{25,200\text{円}}$$

[税額が据え置かれるケース]

土地 B

・前年度(17年度)の課税標準額 140万円

17年度の課税標準額を、本来の課税標準額①(200万円)と比較します。

$$140\text{万円} / 200\text{万円} = \underline{70\%}$$

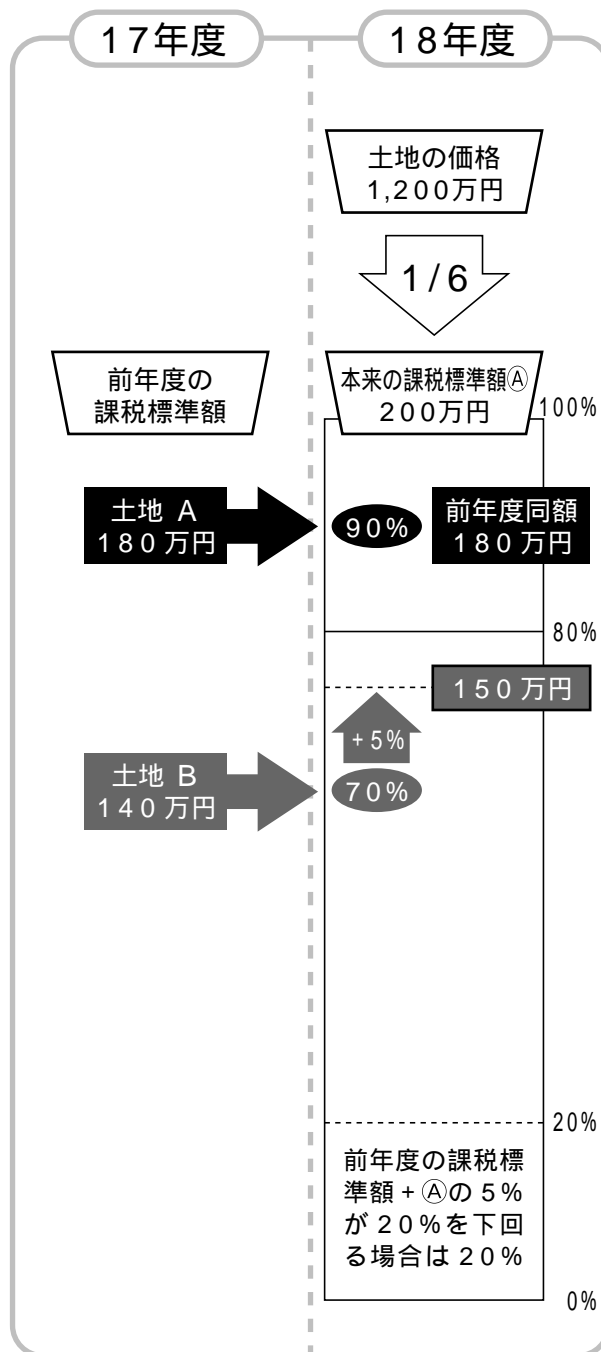
の割合が70%にしか達していないため、17年度の課税標準額に本来の課税標準額①の5%分を加えます。

$$140\text{万円} + (200\text{万円} \times 5\%) = \underline{150\text{万円}}$$

18年度の固定資産税額

$$150\text{万円} \times 1.4\% = \underline{21,000\text{円}}$$

[税額が上昇するケース]



納税通知書の様式について

合併に伴い、町税の納税通知書の様式及び送付方法が変更されました。4月には軽自動車税、5月には固定資産税の納税通知書を既に発送しておりますが、1年分を1冊の冊子にした納税通知書となっています。

このため、送付された納税通知書を大切に保管していただくとともに、納期限を忘れないよう納付してください。なお、万一納税通知書を紛失等された場合は、速やかに税務保険課まで連絡してください。

【問い合わせ先】 本庁 税務保険課(☎77 - 3615) 由岐支所 総務室(☎78 - 2211)